

単価契約書（案）

- 1 件 名 自動車点検等業務（福井県内）の単価契約
- 2 仕 様 仕様書のとおり
- 3 契約単価 別紙「契約金額」のとおり
- 4 契約期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで
- 5 履行場所 受注者の自動車整備事業場等
- 6 検査場所 「別添庁舎一覧表から転記する」
- 7 契約保証金 免除

上記件名（以下「業務」という。）について、支出負担行為担当官 北陸農政局長 川合規史（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）とは、上記各項及び次の契約条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

契約条項

（目的）

- 第1条 甲又は甲の指定した職員は、頭書の業務を必要とする場合は、数量、履行年月日、その他業務に必要な事項を記載した発注書を発行し、これを乙に交付して履行の指示をするものとする。
- 2 乙は、前項に定める発注書の交付を受けた場合は、当該発注書に従い、頭書の業務を頭書の契約単価をもって、確実に履行しなければならない。
- 3 この契約による契約単価の有効期限は、頭書の契約期間とする。

（履行期限の延長）

- 第2条 乙は、発注書に定める期日内に業務を完了することができない場合は、あらかじめ、甲に対し遅滞の理由及び業務完了見込日を明らかにした書面を提出して、期限延長の承認を求めなければならない。

（延滞金）

- 第3条 甲は、乙が発注書に定める期日内に、業務の完了ができない場合において、その後甲の定める期限までに完了できる見込みがあるときは、乙に対し延滞金を請求することができる。ただし、その遅滞が天災地変等やむを得ない理由によるときは、この限りではない。
- 2 前項の延滞金は、納入期限の翌日から納入日までの遅滞日数1日につき契約金額に民法第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額とする。ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りではない。
- 3 第1項の延滞金の請求は、甲がこの契約を解除した場合における違約金の請求を妨げるものではない。

（整備の追加）

- 第4条 乙は、第1条第2項の定めにより、点検等を実施しようとするとき、又は実施した結果、発注書に定められた内容以外の追加整備が必要と判断した場合は、ただちに甲の指定した職員に通知するとともに、その追加整備項目が頭書の契約単価に定めのないときは、甲と協議するものとする。
- 2 甲は、前項の乙の通知内容および費用が適当であると判断した場合は、当該内容について本契約とは別途の請負契約を乙と締結するものとする。

（検査）

- 第5条 乙は、業務を履行しようとするときは、その旨を甲に通知し、完了届を提出して甲の命じた職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。
- 2 検査職員は、前項の通知を受けた日から10日以内に当該業務について検査を行う。

- 3 乙は、検査に立ち会い、検査職員の指示にしたがって業務の検査に必要な作業を行わなければならない。
- 4 前項の場合において、乙又はその代理人が立ち会わないときは、検査職員は乙の欠席のまま検査を行うことができる。この場合には、乙は検査の結果について異議を申し立てることができない。

(損失負担)

- 第6条 乙は、業務について甲に損害を与えたときは、直ちに甲に報告をし、損害を賠償しなければならない。
- 2 乙は、業務について第三者に損害を与えたときは、直ちに甲に報告をし、乙の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由によるときはその限度内において甲の負担とする。
- 3 乙は、乙の責に帰さない事由による損害については、第1項又は第2項の規定による賠償の責を負わない。

(代金の請求及び支払)

- 第7条 乙は、業務を完了したときは、毎月分をとりまとめ、翌月に書面をもって甲に代金支払いの請求をする。ただし、請求金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を請求するものとする。
- 2 甲は、乙が提出する適法な支払請求書を受領した日から30日以内(以下「約定期間」という。)に請求金額を乙に支払わなければならない。ただし、受領した支払請求書が不当のため、乙に返送した場合には、甲がその返送した日から乙の適法な支払請求書を受領した日までの期間は、これを約定期間に算入しない。

(支払遅延利息)

- 第8条 乙は、甲が約定期間内に代金を支払わないときは、甲に対し、遅延利息を請求することができる。
- 2 前項の遅延利息は、遅延日数1日につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する率で計算した額とする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、甲は前項の規定にかかわらず、遅延利息を支払うことを要しない。また、100円未満の端数については、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 第1項及び第2項の場合において、支払遅延が天災地変等やむをえない理由によるときは、当該理由の継続する期間はこれを約定期間に算入せず、また、遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

(保証)

- 第9条 乙は、当該業務の完了後6か月、または当該業務を実施した対象車両が、業務を完了したときからの走行距離が1万キロメートルに達したときのいずれか早い日までの期間において、業務を実施した箇所、当該業務が原因で不具合が生じた場合であって、かつ、その不具合が当該業務が原因で生じたものと乙が認めるときは、その不具合箇所を乙の負担において再度整備するものとする。その他、保証の詳細は、乙の発行する整備保証書による。

(契約の変更)

- 第10条 経済情勢の激変等により、頭書に定める契約単価が著しく不相当であると認められる場合は、甲、乙協議して契約変更することができる。

(甲の催告による解除権)

- 第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - (1) 乙が履行期限までに、業務を完了しなかったとき又は完了できないことが客観的に明らかとなるとき。
 - (2) 業務が第5条の規定による検査に合格しなかったとき。
 - (3) 前2号に定めるもののほか、乙がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。
 - (4) この契約の履行に関し、乙又はその代理人、使用人に不正又は不誠実な行為があったとき。

(甲の催告によらない解除権)

- 第11条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) 業務の全部の履行が不能であるとき。
 - (2) 乙がその業務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 乙がその業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき又は乙がその業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき又は乙がその業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約の目的を達成することができない場合において、乙が履行をしないとき。
 - (5) 乙に破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。
 - (6) 乙が、制限行為能力者となり又は居所不明になったとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその業務の履行をせず、乙が前条の催告をしても契約の目的を達成するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 2 次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部を解除することができる。
- (1) 業務の一部の履行が不能であるとき。
 - (2) 乙がその業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合)

第 11 条の 3 業務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(甲の任意解除権)

第 11 条の 4 甲は、第 11 条又は第 11 条の 2 に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は乙に対して契約の解除前に発生した乙の損害を賠償するものとする。

(甲の損害賠償請求等)

- 第 11 条の 5 甲は、乙がその業務の本旨に従った履行をしないとき又は業務の履行が不能であるときは、甲は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その業務の不履行が契約その他の業務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、甲は、次に掲げるときは、業務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。
- (1) 業務の履行が不能であるとき。
 - (2) 乙がその業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 業務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は業務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

(違約金)

- 第 12 条 乙は、第 11 条又は第 11 条の 2 の規定により、この契約の全部又は一部を甲により解除された場合は、違約金として解除部分に対する金額の 100 分の 10 に相当する金額を甲に対して支払うものとする。ただし、その金額が 100 円未満であるときは、この限りではない。
- 2 前項の規定による違約金のほか、第 3 条第 2 項の規定による延滞金が生じているときは、乙は甲に対し当該延滞金を併せて支払うものとする。
- 3 第 1 項の規定は、甲に生じた直接及び間接の損害の額が、違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げないものとする。

(乙の解除権)

- 第 13 条 乙は、甲がその責めに帰すべき事由により、契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 前項の規定は、乙が乙に生じた実際の損害につき、賠償を請求することを妨げない。
- 3 前項の規定による損害賠償の請求は、解除の日から 30 日以内に書面により行うものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 14 条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引

の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を執行した場合若しくは第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を執行したとき又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第15条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約期間中に必要とする数量に契約単価を乗じて得た額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約期間中に必要とする数量に契約単価を乗じて得た額の100分の10に相当する額のほか、契約期間中に必要とする数量に契約単価を乗じて得た額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（相殺等）

第16条 甲が乙に対して、この契約に基づく延滞金、違約金又は賠償金に関し金銭債権を有するときは、これと乙が甲に対し、この契約に基づいて有する支払代金額の金銭債権とを相殺することができる。

- 2 乙がこの契約に基づく延滞金、違約金又は賠償金を、甲の指定する期限までに納付しないときは、甲は、乙から遅滞日数1日につき民法第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した遅滞金を徴収する。

（秘密の保持）

第17条 乙は、この契約の実施に際して知り得た相手方の秘密をこの契約の終了後においても、第三者に漏らし、又はほかの目的に利用してはならない。

（権利義務の譲渡等）

第18条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を書面による甲の承諾を得ず

反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（契約に関する紛争の解決）

第24条 この契約に関し、甲と乙との間に紛争を生じたときは、甲乙協議の上、一致して指名する者に調停を依頼するものとする。

（その他）

第25条 この契約書に定めない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。

以上の契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 石川県金沢市広坂2-2-60
支出負担行為担当官
北陸農政局長 川合 規史

乙

契約金額(福井県拠点)

(税抜き)

件名(項目)		単位	単価 (円)
車検整備(5ナンバー)		式	
車検整備(3ナンバー)		式	
車検整備(4ナンバー)		式	
車検整備(軽自動車)		式	
12ヶ月点検(5ナンバー)		式	
12ヶ月点検(3ナンバー)		式	
6ヶ月点検(4ナンバー)		式	
12ヶ月点検(軽自動車)		式	
保安確認検査		式	
継続検査代行		式	
車両陸送		式	
スチーム洗浄		式	
下回防錆処理		式	
エンジンオイル交換	乗用自動車	式	
	貨物自動車	式	
	軽自動車	式	
エンジンオイル&エレメント交換	乗用自動車	式	
	貨物自動車	式	
	軽自動車	式	
ワイパーブレードゴム交換	乗用自動車	運転席	式
		助手席	式
		後窓	式
	貨物自動車	運転席	式
		助手席	式
		後窓	式
	軽自動車	運転席	式
		助手席	式
		後窓	式
ロングライフクーラント交換	乗用自動車	式	
	貨物自動車	式	
	軽自動車	式	
エアコンフィルター交換	乗用自動車	式	
	貨物自動車	式	
	軽自動車	式	
スパークプラグ交換	乗用自動車	式	
	貨物自動車	式	
	軽自動車	式	
エアクリナーエレメント交換	乗用自動車	式	
	貨物自動車	式	
	軽自動車	式	
各種ベルト交換	乗用自動車	式	
	貨物自動車	式	
	軽自動車	式	

(税抜き)

件名(項目)		単位	単価 (円)
発煙筒交換		式	
車内清掃・洗車		式	
タイヤ装着脱着		式	
バッテリー交換	Q-55	式	
	34B19R		
	55B24L	式	
	26B17L	式	

(注)「消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項 及び第29条の規定により算出したもの並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出されたもので、契約金額に100分の10を乗じて得た額である。